

3回で全てが分かる！！ 「保険法務徹底強化セミナー」シリーズ

第1回

急増する顧客トラブル対応と その予防

講 師

弁護士 高山 桂

弁護士法人グレイス



第1 保険代理店と保険会社

1 保険代理店とは？

保険代理店とは法律上代理商という地位に存在し、保険会社とは別個独立した存在（会社法16条）。

「損害保険代理店」とは、損害保険会社の委託を受け、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者で、その損害保険会社の役員又は使用人でないものをいう。

⇒保険会社から完全に独立した存在。

2 保険代理店が行う保険販売と保険会社

3 そもそも保険業法とは？

4 保険会社が保険代理店を指導・管理する理由

5 保険代理店を登録、免許

第2 保険業法改正

1 そもそもの改正理由

2 情報提供義務

(1) 改正保険業法 294 条

(2) ポイント

(3) 新たに求められる情報

3 意向把握義務

(1) 改正保険業法第294条の2

(2) 改正の趣旨

(3) 具体的管理方法

4 保険業法の今後

(1) 手数料開示制度の構築

(2) 手数料のダウン・代理店の吸収合併

第3 保険代理店が負うべき義務

- 1 適切な契約の成立及び信義則上の義務
- 2 情報提供義務を巡る裁判例

第4 損害保険において注意すべき約款

- 1 自動車保険
 - (1) 対人保険について
 - (2) 車両保険の場合
 - (3) ドライバー保険
 - (4) 人身傷害保険特約について
 - (5) 弁護士費用特約について
 - (6) ファミリーバイク特約と自動車保険と弁護士費用特約
 - (7) 労災保険との適用関係
 - (8) 自動運転システムに対する自動車保険
- 2 火災・地震保険

第5 最後に